

令和7年度補正予算

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち

スマート技術体系への包括的転換加速化 総合対策事業

(スマート技術体系転換加速化支援)

令和8年1月15日

農林水産省農産局技術普及課

本事業は、**産地**における**品目ごとの技術課題の解決**に向け、**スマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組**を支援する事業です。

新たに導入する農業機械又は生産方式のいずれかにスマート農業技術を取り入れる必要があります。

（スマート農業機械の導入、生産管理システムによるデータ活用など）

なお、この資料における用語の定義は以下のとおりとします。

1 計画認定、計画認定者

農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）第7条第1項に規定する**生産方式革新実施事業活動の実施に関する計画の認定**を受けている者、又は事業実施期間中に認定を受けることが確実な者のこと。

2 都道府県域等

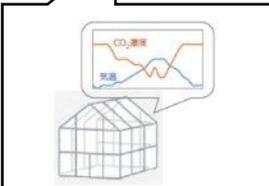
都府県においては都府県域。北海道においては北海道内の総合振興局・振興局の管轄域のこと。

3 スマート農業技術

次の①から③までに適合した技術。

- ① 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

<スマート農業技術の例>

自動運転	作業軽減	センシング/モニタリング	環境制御	経営データ管理	生産データ管理	
ロボットトラクター			ハウス等の環境制御システム	経営・生産管理システム		
自動操舵システム	水管理システム		 <p>(技術イメージ) 設定や実測に基づき自動制御</p>	 <p>(技術イメージ) 航空画像マップでは場見える化</p>		
自動収穫機	ドローン/人工衛星					
運搬ロボット	 <p>(技術イメージ) 人は斜面に立つことなく操作</p>					
草刈ロボット						リモコン草刈機

	地域型（都道府県域等をまたがない）		広域型 （都道府県域等をまたぐ）
	計画認定者以外	計画認定者	
支援対象者	都道府県域等内で事業を実施する農業者、農業者団体等		都道府県域等をまたいで事業を実施する農業者、農業者団体等
支援内容	品目ごとの技術課題の解決（⇒⑤ページ）に向けたスマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組に係る経費		
成果目標	労働生産性の向上 + 品目ごとに設定する成果目標（単収の増、品質向上など）⇒⑳ページ		
主な要件	取組主体事業計画が産地スマート計画に位置付けられていること ⇒⑪ページ 面積要件を満たしていること ⇒⑲ページ	認定された生産方式革新実施計画に基づいたスマート技術高度利用計画を策定すること ⇒⑮ページ	複数の都道府県域等にわたる広域スマート計画を策定すること ⇒⑰ページ 面積要件を満たしていること ⇒⑲ページ
事業計画の申請先	地域農業再生協議会等	都道府県知事	地方農政局長等
事業実施期間	1年間（産地スマート計画は3年間）	1年間	1年間
補助対象経費	① 農業機械の購入またはリース導入に係る費用 ② ①に係る人材育成に要する研修受講費、データ通信・データ利用等に係る契約料、保険料 など ③ ①で導入した機械の利用効率を高める栽培体系への転換に必要な経費（畔取り、畦の緩傾斜化、改植など）		
補助率	① 1/2以内（さとうきびのみ6/10以内）、② 定額、③ 1/2以内		
補助上限	支援対象者当たり①、②、③合計で2.5億円（②は1,500万円）		

スマート技術体系転換加速化支援（地域型）



都道府県スマート農業ビジョン

◎作成者：都道府県知事

都道府県事業計画 ◎作成者：都道府県知事

産地スマート計画

◎作成者：地域協議会長等



スマート技術 高度利用計画

◎作成者：計画認定者



取組主体事業計画

◎作成者：農業者、民間事業者等

スマート技術体系転換加速化支援（広域型）



広域産地スマート技術利用計画 （広域スマート計画）

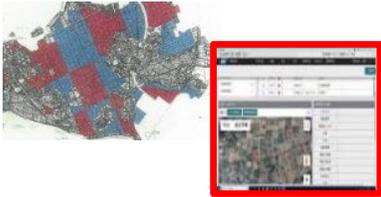
◎作成者：農業者、民間事業者等

以下に掲げる**品目ごとの技術課題の解決**のため、**産地**における**スマート農業技術の導入**とその**効果を高める栽培体系への転換**の取組を支援します。その際に必要となる**農業機械の導入費**や**関連経費**を支援します。

品目ごとの技術課題を解決するための取組

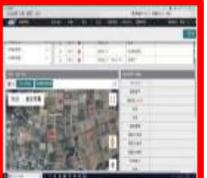
土地利用型作物 (稲、麦、豆類、種子)	<ul style="list-style-type: none">・ 直播栽培の導入・ 自動化農機等の導入・ 土地生産性（収量性）の向上・ 品質の向上
畑作物 (ばれいしょ、てん菜、 かんしょ、さとうきび)	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模化に対応した機械化体系の導入・ 直播栽培等の省力作業体系の導入・ 機械化一貫体系の導入
野菜・花き	<ul style="list-style-type: none">・ 機械化一貫体系の導入・ 高温障害対策技術の導入・ 自動化農機等の導入・ 高度環境制御装置の導入・ 機械利用効率を高めるための動線の確保等の栽培体系等の導入
果樹・茶	<ul style="list-style-type: none">・ 自動化農機等の導入・ 機械利用効率を高める省力樹形等の導入

取組イメージ（土地利用型作物） ※赤枠がスマート農業技術

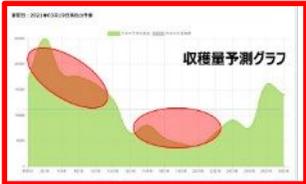
技術課題	直播栽培の導入	自動化農機等の導入	土地生産性（収量性）の向上	品質の向上
<p>農業機械の導入</p>	 <p>自動操舵システムを活用した播種</p>	 <p>自動操舵システムを活用した移植</p>	 <p>ドローンによる適期防除</p>	 <p>水位センサー・自動給水装置による高温対策</p>
<p>新たな生産方式の導入</p>	 <p>直播栽培における作期の異なる品種の導入（作期分散）</p>	 <p>畔取り（ほ場の大区画化）による効率化</p>	 <p>団地化による効率化及び栽培管理システムから得られるデータの共有・分析に基づく適期作業の実施</p>	 <p>レーザーレベラーによるほ場の均平化</p>
<p>関連する品目ごとの成果目標</p>	<p>・水稲作付面積のうち、直播栽培の面積割合を2ポイント以上増加</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>・10a当たり生産コスト（物財費）を2%以上削減</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>・1等比率を事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて6ポイント以上改善</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>・1等比率を事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて6ポイント以上改善</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>・機械導入費（1/2以内） ・機械保険料（定額） ・種子及びコーティング代（1/2以内）</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>・機械導入費（1/2以内） ・機械保険料（定額） ・畦取り（1/2以内）</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>・機械導入費（1/2以内） ・機械保険料（定額） ・ドローンのオペレーター育成に係る研修費用（定額）</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>・機械導入費（1/2以内） ・データ通信費（定額）</p> <p style="text-align: right;">等</p>

取組イメージ (畑作物)

※赤枠がスマート農業技術

技術課題	大規模化に対応した機械化体系の導入	直播栽培等の省力作業体系の導入	機械化一貫体系の導入
<p>農業機械の導入</p>	 <p>自動操舵を活用した大型機械の導入</p>	 <p>自動操舵システムを活用した直播・植付</p>	 <p>効率的な運用を通じて稼働率向上が図られるハーベスター等一連の農業機械の導入</p>
<p>新たな生産方式の導入</p>	 <p>色彩センサーをもつ選別機を組み合わせた収穫・選別体系の確立</p>  <p>栽培管理システムや位置情報管理システムから得られるデータの共有・分析に基づく経営・生産管理</p>	 <p>枕地の拡大や畔幅の変更</p>	 <p>栽培管理システムや位置情報管理システムから得られるデータの共有・分析によるハーベスター等一連の農業機械の効率的な運用</p>
<p>関連する品目ごとの成果目標</p>	<p>・基幹作業（育苗、播種・植付、収穫等）の共同化の割合を10ポイント以上増加</p> <p>等</p>	<p>・直播栽培の割合を10ポイント以上増加</p> <p>等</p>	<p>・10a当たり労働時間を2.6%以上削減</p> <p>等</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>・機械導入費（1/2以内） ・保険料（定額） ・システムの利用料（定額）</p> <p>等</p>	<p>・機械導入費（1/2以内） ・保険料（定額）</p> <p>等</p>	<p>・機械導入費（1/2以内） ・保険料（定額） ・システムの利用料（定額）</p> <p>等</p>

取組イメージ（野菜・花き） ※赤枠がスマート農業技術

技術課題	機械化一貫体系の導入、 高温障害対策技術の導入	高度環境制御装置の導入	機械利用効率を高めるための 動線の確保等の栽培体系の導入
<p>農業機械の導入</p>	 <p>適期作業を実現する定植、収穫等の機械化一貫体系の導入</p>	 <p>複数のハウス内環境の常時モニタリングによるほ場ごとの最適な環境制御</p>	 <p>ロボットを活用した収穫</p>
<p>新たな生産方式の導入</p>	 <p>生育予測システムから得られるデータの共有・分析に基づく、当期及び次期作業工程の適期実施</p>	 <p>モニタリングデータの共有・分析を通じた栽培管理</p>	 <p>農業用ハウス床面のコンクリート化や通路幅の最適化</p>
<p>関連する品目ごとの成果目標</p>	<p>・全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を5ポイント以上増加 等</p>	<p>・スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積の割合を5ポイント以上増加（※施設園芸に限る） 等</p>	<p>・単位面積当たりの販売額を3%以上増加 等</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>・機械導入費（1/2以内） ・保険料（定額） ・生育予測システム利用料（定額） 等</p>	<p>・環境制御装置導入費（1/2以内） ・通信費、データ利用料（定額） 等</p>	<p>・機械導入費、資機材費、役務費（1/2以内） ・保険料（定額） 等</p>

取組イメージ（果樹・茶） ※赤枠がスマート農業技術

技術課題	自動化農機等の導入、機械利用効率を高める省力樹形等の導入			
品目	果樹		茶	
農業機械の導入	 自動追従システムを利用した収穫物等の運搬	 草刈りロボット	 無人摘採機（コンテナ型）	 データ連携茶園管理機
新たな生産方式の導入	 省力樹形等の導入	 園内道の整備等	 畝方向の統一やほ場の傾斜緩和等	 データの共有・分析を通じた栽培管理の最適化
関連する品目ごとの成果目標	・改植・新植面積を0.3ha以上増加 等		・改植・新植面積を0.5ha以上増加 等	
補助対象経費	・機械導入費（1/2以内）、保険料（定額） ・改植、新植に係る経費（1/2以内） ・改植に伴う未収益支援（定額） ・園内道の整備費（1/2以内） 等		・機械導入費（1/2以内）、保険料（定額） ・改植・新植に係る経費（1/2以内） ・改植に伴う未収益支援（定額） ・ほ場の緩傾斜化等の簡易ほ場整備（1/2以内） ・栽培管理システムの利用料、データ通信費（定額） 等	

事業イメージ（地域型（計画認定者以外）の場合）

取組主体

支援対象者

地域農業再生協議会等が作成する「産地スマート計画」に参加する**農業者、農業者団体**（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

③産地スマート計画に基づき、取組主体が**取組主体事業計画（事業計画）**の案を作成

④
取組主体事業計画の
相談・提出

⑩
取組主体事業計画の
承認

地域農業再生協議会等

②都道府県スマート農業ビジョンに基づき、地域協議会等の関係者（地方公共団体、JA、担い手等）が連携し、「産地スマート計画」を作成、産地が目指す「**労働生産性の向上**」や「**品目ごとの技術課題の解決**」につながる目標を設定

⑤
産地スマート計画の
相談・提出

⑨
産地スマート計画の
承認

⑪
交付申請

⑪
交付申請

⑭
補助金交付
※市町村や地域
農業再生協議
会から交付する
場合もあります。

都道府県

①「都道府県スマート農業ビジョン」を策定

⑥提出を受けた「産地スマート計画」を踏まえ、「都道府県事業計画」を策定

⑦
都道府県事業計画の
相談・提出

⑧
都道府県事業計画の
承認

⑫
交付申請

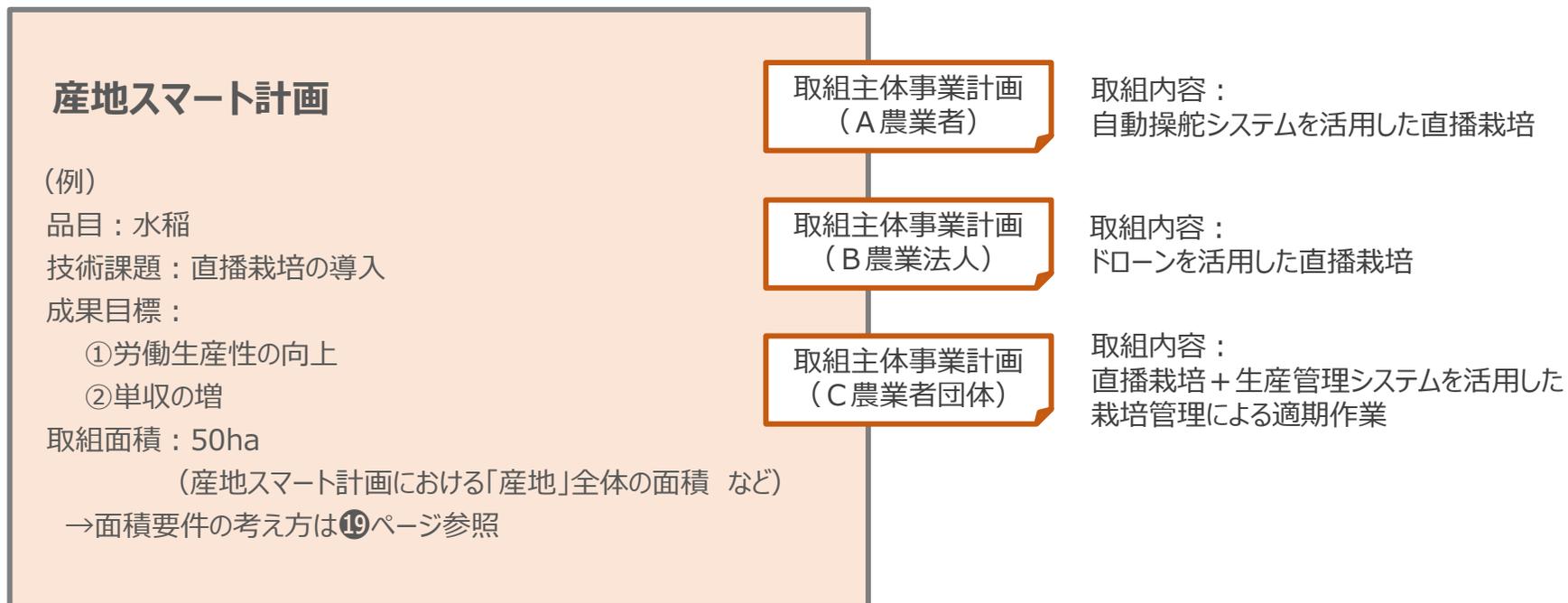
⑬
補助金交付

国

産地スマート計画に参加する農業者等の**取組主体**ごとに成果目標を設定した「**取組主体事業計画**」を作成し、産地スマート計画に位置付けます。

「**取組主体事業計画**」には、産地スマート計画の成果目標の達成につながる成果目標を別に定める必要があります。

※産地スマート計画には面積要件があります。詳細は⑱ページをご覧ください。



産地スマート計画の事業実施期間について（1）

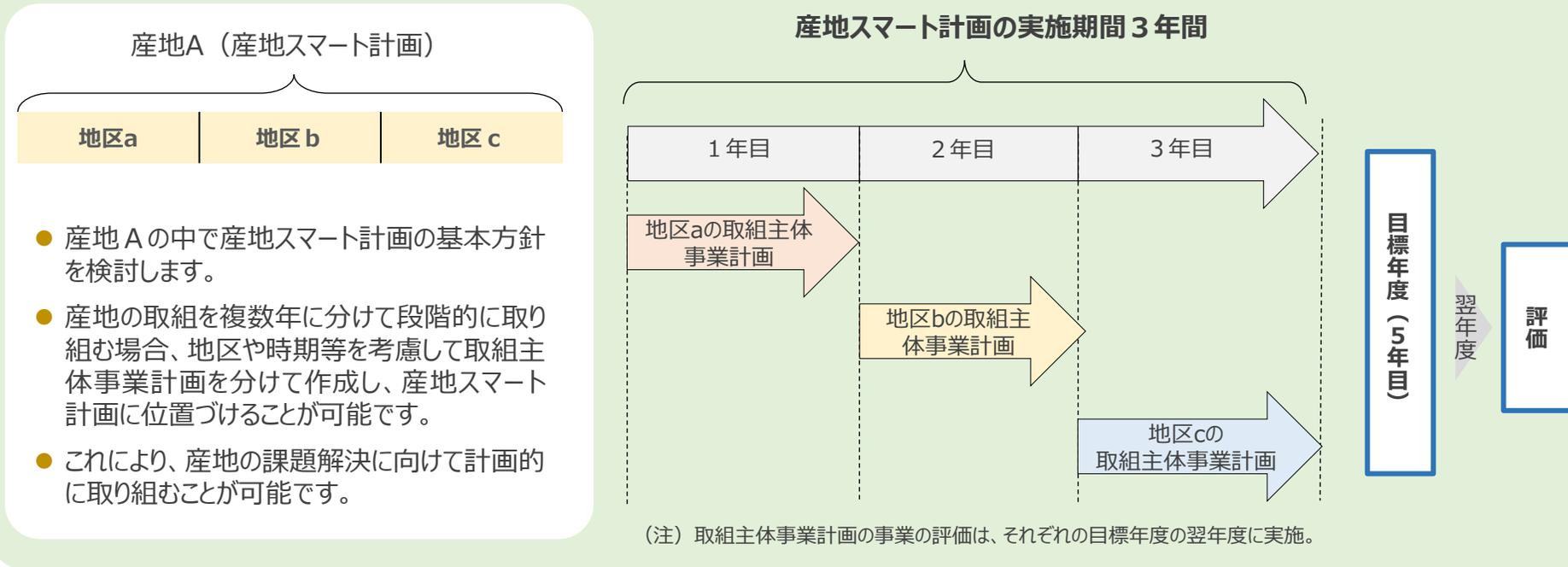
本事業のうち地域型（計画認定者以外）は、産地において地域の関係者が連携した多様な取組を総合的に支援するため、**複数年・複数品目にわたる取組を支援対象**としています。

このため、**産地スマート計画の実施期間は原則3年**で、その中に具体的な取組を行う**農業者等**がそれぞれ**実施期間1年**の**取組主体事業計画**を柔軟に位置づけることができます。

取組主体事業計画は、内容や地区、実施時期等によって分けたり、追加※したりすることも可能です。

※取組主体事業計画を追加する場合は、産地スマート計画の成果目標の見直しも必要になります。

【事例①】産地Aにおいて、地区ごとに計画的にスマート農業機械の導入を行いたい。



産地スマート計画の事業実施期間について（2）

【事例②】産地Aにおいて、農業者団体Bが、取組を複数年に分けて取組を段階的に行いたい。

産地A（産地スマート計画）

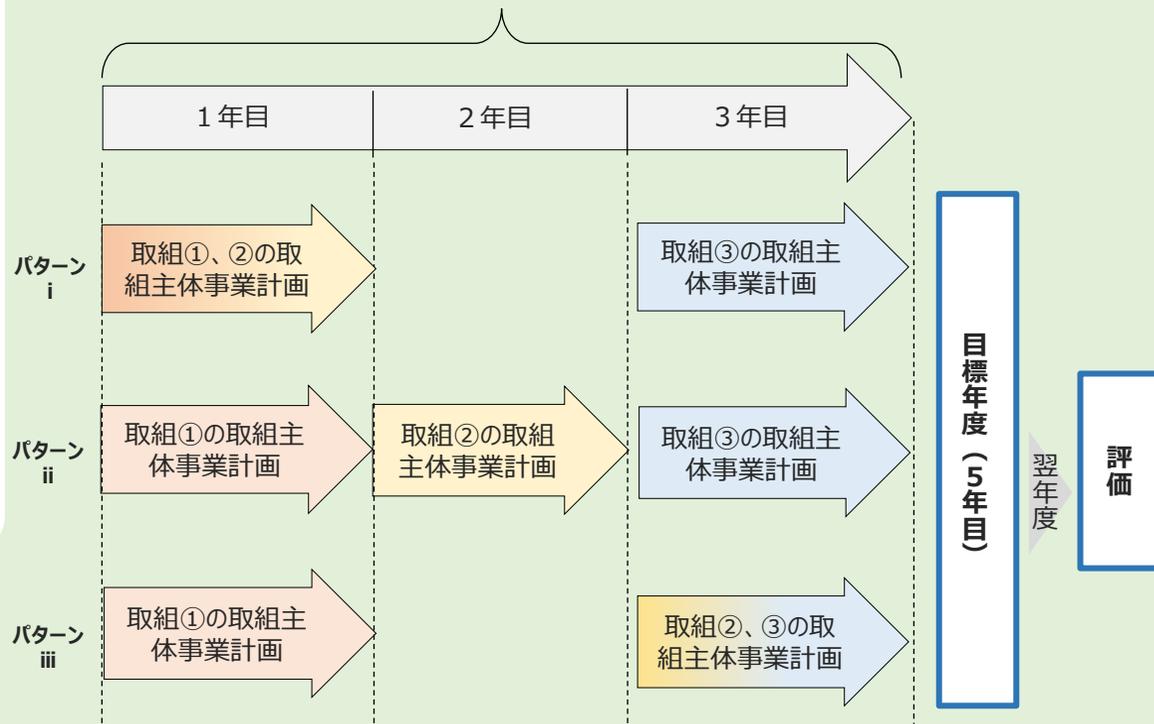
農業者団体B
の取組①

農業者団体B
の取組②

農業者団体B
の取組③

- 産地Aの中で産地スマート計画の基本方針を検討します。
- 取組主体である農業者団体Bは、複数の取組主体事業計画を作成し、産地スマート計画に位置付けることが可能です。
- これにより、産地の課題解決に向けて計画的に取り組むことが可能です。

産地スマート計画の実施期間 3年間



上記の i ~ iii 以外にも、産地スマート計画の実施期間内であれば、様々なパターンで取り組むことが可能です。

(注) 取組主体事業計画の事業の評価は、それぞれの目標年度の翌年度に実施。

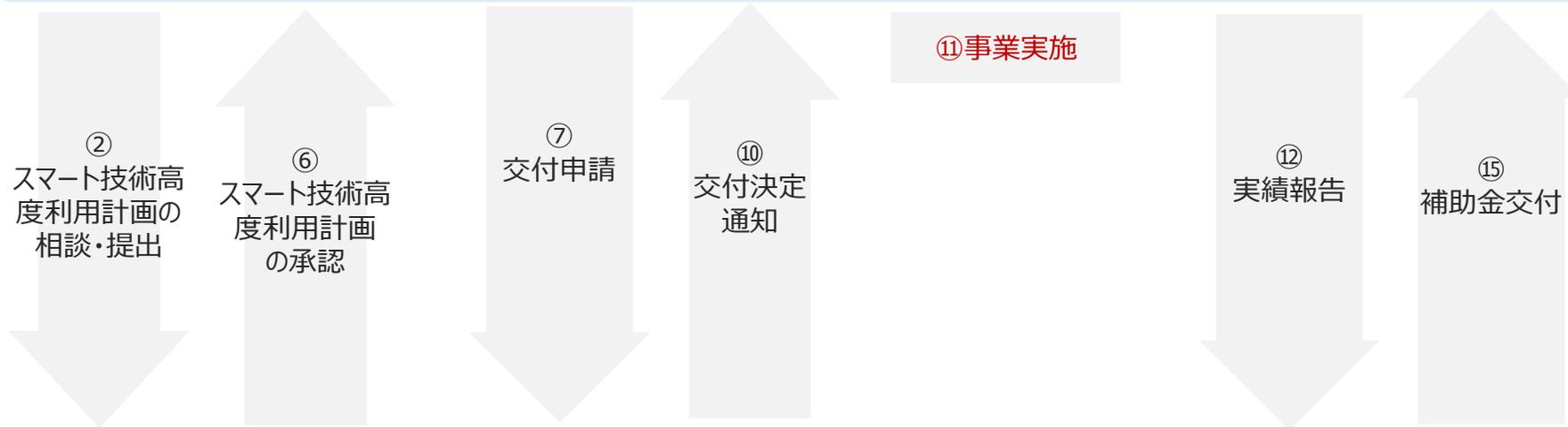
事業イメージ（地域型（計画認定者）の場合）

取組主体

支援対象者

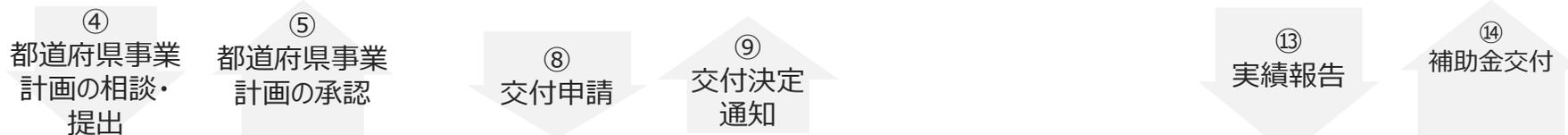
スマート農業技術活用促進法における生産方式革新実施計画の認定を受けた者、及び同計画について地方農政局との協議が終了しており、事業実施期間中に認定を受けることが確実と見込まれる者

① 認定された生産方式革新実施計画に基づいたスマート技術高度利用計画（事業計画）の案を作成



都道府県

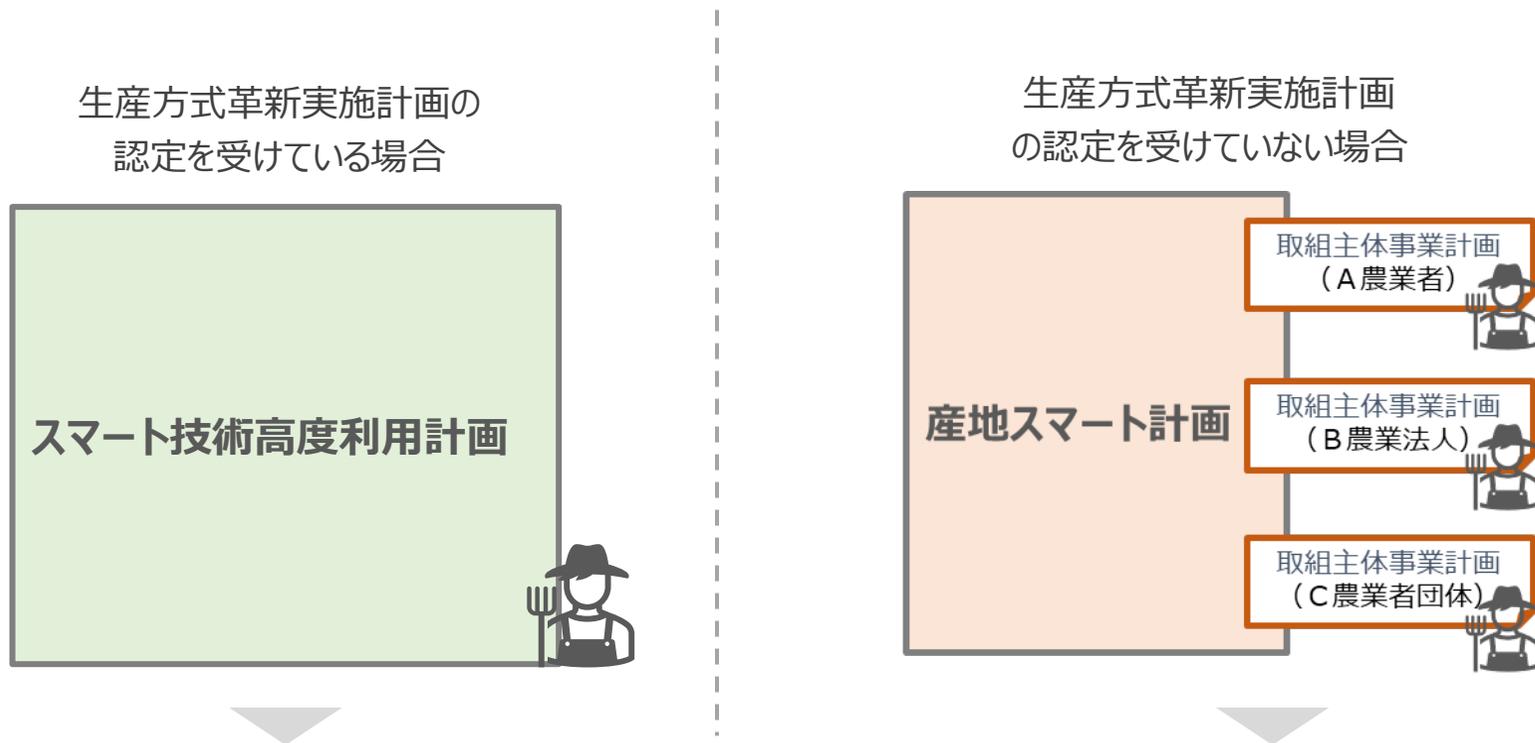
③ 提出を受けた「スマート技術高度利用計画」を踏まえ、「都道府県事業計画」を策定



国

計画認定者は、取組主体事業計画の代わりに、「**スマート技術高度利用計画**」を策定します。

スマート技術高度利用計画は、産地スマート計画に位置付けることなく、**そのまま都道府県事業計画に位置付けることができます。**



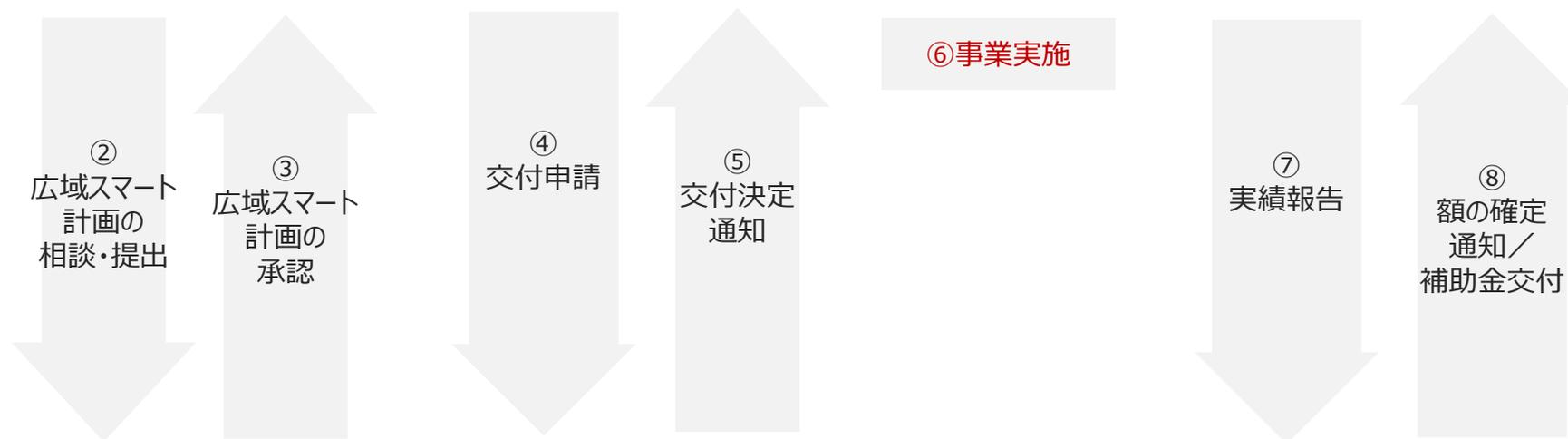
都道府県に提出し、都道府県事業計画に位置付け

事業実施主体

支援対象者

複数の都道府県域等にわたり事業を実施する**農業者、農業者団体**（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）、**民間事業者等**

①本事業の趣旨及びスマート農業技術活用促進法の趣旨に基づき、事業実施主体が**広域スマート計画（事業計画）**の案を作成



広域型の場合、広域スマート計画を策定し、**地方農政局等に提出します。**
(地方農政局等の管轄をまたぐ場合は、事務所が所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局等)

※広域スマート計画には面積要件があります。詳細は18ページをご覧ください。

広域スマート計画

(例)

品目：水稲

技術課題：直播栽培の導入

取組内容：A県、B県、C県のほ場で、ドローンを活用した直播栽培を行う。

成果目標：①労働生産性の向上②単収の増

取組面積：50ha (A県、B県、C県の農地を合算した面積)

↓

地方農政局等に提出

面積要件について

産地スマート計画、広域スマート計画においては、品目毎に面積要件を設定しています。

品目名		平地	中山間地域等※
土地利用型作物	稲	50ha	5戸以上の農業者が参加 又は 取組面積が1ha以上
	麦	北海道：60ha、都府県：30ha	
	大豆	20ha	
	雑豆・落花生	北海道：25ha、都府県：10ha	
	種子	15ha	
畑作物・ 地域特産物	ばれいしょ	北海道：50ha、都府県：25ha	
	かんしょ	25ha	
	種苗（ばれいしょ）	北海道：25ha、都府県：10ha	
	てん菜	50ha	
	さとうきび	10ha	
	茶	10ha	
果樹	露地：10ha、施設：5ha その他：3ha	※特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法、旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法に指定された地域、「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域 等	
野菜	露地：10ha、施設：5ha		
花き	露地：5ha、施設：3ha		

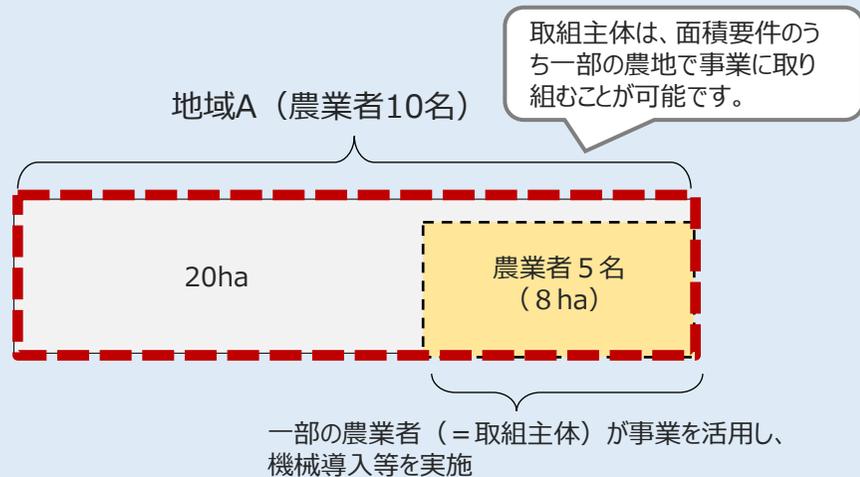
面積要件の考え方について（地域型（計画認定者以外）の場合）

産地スマート計画が対象とする「産地」の範囲には、一定のまとまりを持って農業生産が行われている農地のほか、同じ品目で広域的に連携するケースなども含まれます。

面積要件は、産地スマート計画に取り組む「産地」全体に対する要件であるため、農業者等の個々の取組主体は、面積要件に含まれる農地の一部のみを対象に機械導入等を行うことが可能です。

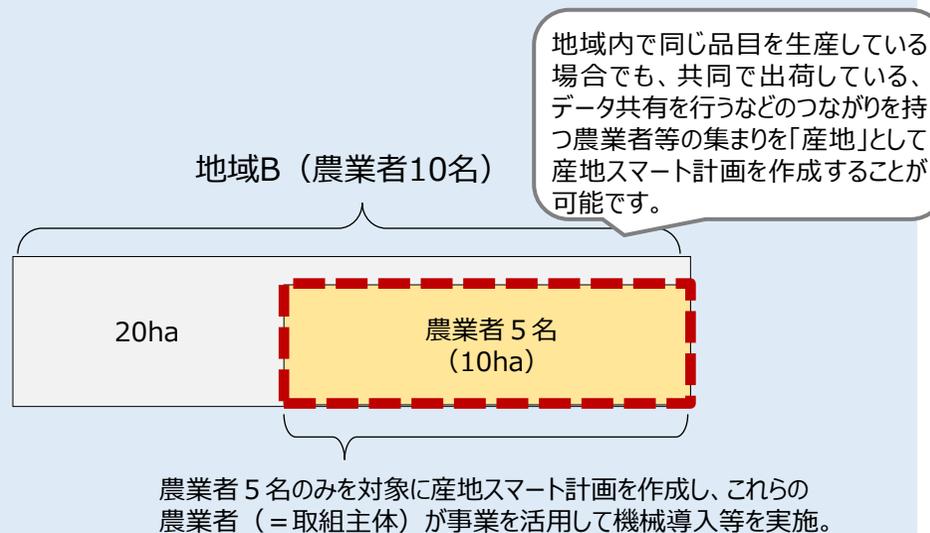
パターン1

- 地域Aは、農業者10名が野菜を20ha栽培し、地域全体で成果目標を掲げ、産地スマート計画を作成。
- 産地スマート計画に位置づけられる機械導入等を実施するのは農業者5名。
⇒「産地」は地域A全体となり、**面積要件は地域Aの大きさで判断**します。**成果目標の達成度の評価も地域A全体**で行います。



パターン2

- 地域Bは、農業者10名が野菜を20ha栽培。そのうち栽培技術等でつながりのある農業者5名(10ha)を対象に成果目標を掲げ、産地スマート計画を作成し、事業を活用して機械導入等を実施。
⇒ **面積要件は産地スマート計画が対象とする農地面積(10ha)で判断し、成果目標の達成度の評価は産地スマート計画に参加する農業者5名**で行います。



※広域型の場合は、都道府県域等をまたいだ農地を合算した面積で判断します。

- 地域型（計画認定者以外）の場合は、産地スマート計画において、産地全体で以下の成果目標を設定、
- 地域型（計画認定者）の場合は、スマート技術高度利用計画において、以下の成果目標を設定、
- 広域型の場合は、広域スマート計画において、以下の成果目標を設定し、
当該目標の実現に向けて取り組みます。

【必須】労働生産性※の5%以上向上 ※労働生産性 = 生産量 or 販売額 or 栽培面積 / 労働時間

【選択】品目毎に以下の項目から1つ選択

土地利用型作物	稲	単収の増、生産コストの削減、多収性品種・高温耐性品種の導入 など
	麦・大豆	単収の増、生産コストの削減 など
	種子	合格率の増、高温耐性品種の作付け割合の増 など
畑作物	ばれいしょ・てん菜	単収の増、基幹作業の外部化・共同化割合の増、契約取引割合の増、直播栽培の割合の増 など
	かんしょ	単収の増、契約取引割合の増 など
	さとうきび	単収の増 など
野菜	上位規格品割合の増、契約取引割合の増、加工・業務用向け割合の増 など	
花き	上位規格品割合の増、契約取引割合の増、海外向けの販路拡大に係る出荷量・出荷額の割合の増 など	
果樹	単収の増、輸出向け出荷量の増 など	
茶	単収の増、輸出向け出荷量の増 など	

選択した成果目標をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を選定、農林水産本省が、都道府県や地方農政局に対し配分対象となった計画の国費要望額を交付します。

なお、以下の①と②を合計して10点に満たない場合、採択されませんのでご注意ください。

①労働生産性の向上（10点満点） 5%以上：2点、9%以上：4点、13%以上：6点、16%以上：8点、20%以上：10点

②品目別の成果目標に応じたポイント（10点満点）

土地利用型作物	稲	単収の増、生産コストの削減、多収性品種・高温耐性品種の導入 など
	麦・大豆	単収の増、生産コストの削減 など
	種子	合格率の増、高温耐性品種の作付け割合の増 など
畑作物	ばれいしょ・てん菜	単収の増、基幹作業の外部化・共同化割合の増、契約取引割合の増、直播栽培の割合の増 など
	かんしょ	単収の増、契約取引割合の増 など
	さとうきび	単収の増 など
野菜	上位規格品割合の増、契約取引割合の増、加工・業務用向け割合の増 など	
花き	上位規格品割合の増、契約取引割合の増、海外向けの販路拡大に係る出荷量・出荷額の割合の増 など	
果樹	単収の増、輸出向け出荷量の増 など	
茶	単収の増、輸出向け出荷量の増 など	

ポイント制度について（加算ポイント）

以下の加算ポイントを設けています。②～⑥は、いずれか1つを選択することができます。

加算要素																				
①	スマート農業技術活用促進法に基づく認定を受けている又は事業実施期間中に認定を受けることが確実な場合	7点																		
②	農作物への高温対策を実施する場合	3点																		
③	「将来像が明確化された地域計画」に位置付けられている場合	5点																		
④	都道府県の普及組織等によるサポート、普及の取組が実施される場合	5点																		
⑤	重点品目の場合（輸出の取組）	5点 ※準重点品目の場合は3点 ※輸出の取組以外の場合は、点数を半分として加算																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点品目</th> <th>準重点品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野菜</td> <td>いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン、かぼちゃ、ねぎ、ブロッコリー</td> <td>にんにく、キャベツ、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん</td> </tr> <tr> <td>果樹</td> <td>りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき、日本なし</td> <td>キウイフルーツ、おうとう、くり、うめ</td> </tr> <tr> <td>花き</td> <td>切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ポタン・シャクヤク、ダリア、ランタンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク</td> <td>カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉</td> </tr> <tr> <td>畑作物・地域特産物</td> <td>茶、かんしょ（でん粉原料用及びアルコール用を除く）、ばれいしょ（生食用を除く）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地利用型作物</td> <td>輸出用米、米粉用米、小麦、大豆</td> <td>麦類（二条大麦、六条大麦、はだか麦）、豆類（小豆、いんげん、落花生）</td> </tr> </tbody> </table>		重点品目	準重点品目	野菜	いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン、かぼちゃ、ねぎ、ブロッコリー	にんにく、キャベツ、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん	果樹	りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき、日本なし	キウイフルーツ、おうとう、くり、うめ	花き	切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ポタン・シャクヤク、ダリア、ランタンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉	畑作物・地域特産物	茶、かんしょ（でん粉原料用及びアルコール用を除く）、ばれいしょ（生食用を除く）		土地利用型作物	輸出用米、米粉用米、小麦、大豆	麦類（二条大麦、六条大麦、はだか麦）、豆類（小豆、いんげん、落花生）
		重点品目	準重点品目																	
	野菜	いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン、かぼちゃ、ねぎ、ブロッコリー	にんにく、キャベツ、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん																	
	果樹	りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき、日本なし	キウイフルーツ、おうとう、くり、うめ																	
	花き	切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ポタン・シャクヤク、ダリア、ランタンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉																	
畑作物・地域特産物	茶、かんしょ（でん粉原料用及びアルコール用を除く）、ばれいしょ（生食用を除く）																			
土地利用型作物	輸出用米、米粉用米、小麦、大豆	麦類（二条大麦、六条大麦、はだか麦）、豆類（小豆、いんげん、落花生）																		
	※輸出事業計画の認定産地又はフラッグシップ輸出産地制度への登録産地の場合	3点																		

このほか、地域型においては都道府県加算があります。

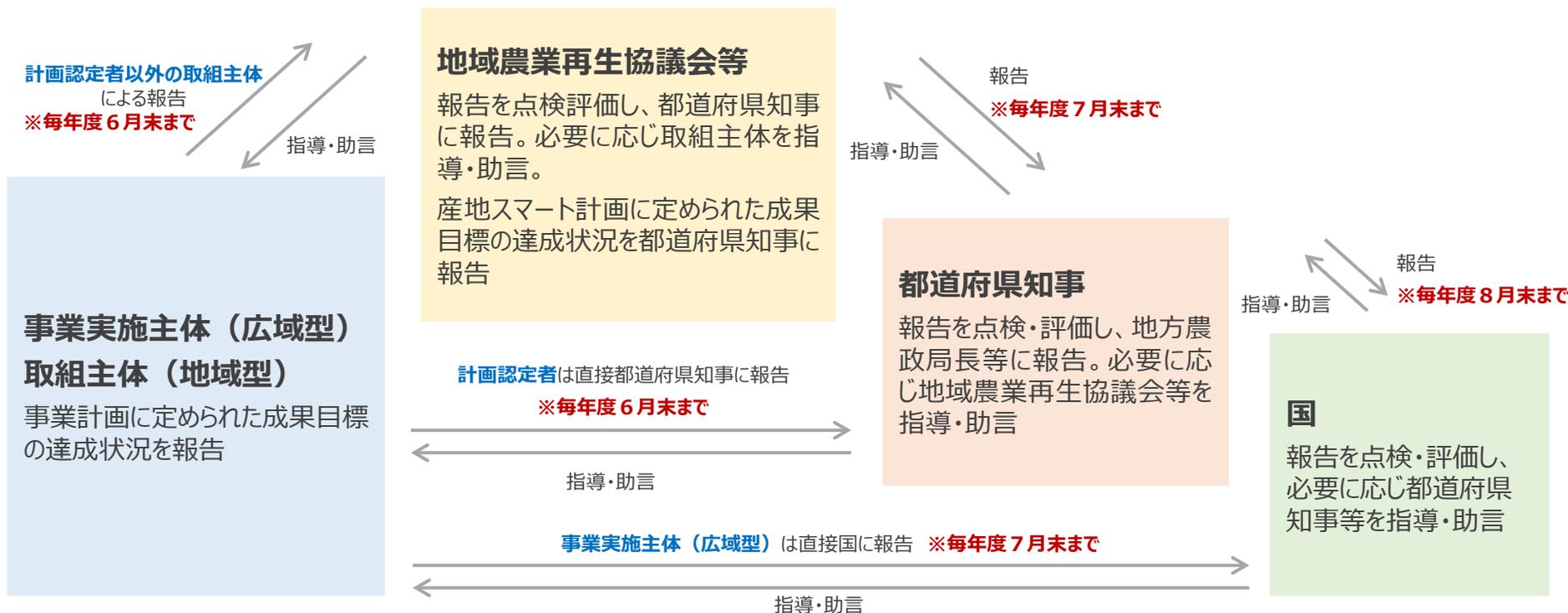
- 成果目標の目標年度は、原則として事業実施年度の翌々年度です。
- 事業実施状況の報告は、**事業実施年度の翌年度から目標年度までの間において毎年度**、自らの事業の実施状況を関係機関にそれぞれ報告します。報告を受けた関係機関は、必要に応じて指導・助言を行い、取組の改善を図ります。

(例1) 事業実施期間が令和7年度の取組主体計画

目標年度：令和9年度 事業実施状況報告：**令和8、9年度の毎年度6月末まで**に地域農業再生協議会等に報告

(例2) 事業実施期間が令和7～9年度の産地スマート計画

目標年度：令和11年度 事業実施状況報告：**令和8～11年度の毎年度7月末まで**に都道府県知事に報告



- 事業の評価は、**目標年度の翌年度**において自ら評価を行い、それぞれ関係機関に報告します。
国、又は都道府県が認める場合は、事業実施年度から4年度目に中間的な評価を実施します。
- 評価結果に基づき、取組主体は必要に応じて指導・助言等を受けて改善を図ります。

(例1) 事業実施年度が令和7年度の取組主体計画

目標年度：令和9年度 評価報告：**令和10年度の6月末まで**に地域農業再生協議会等に報告

(例2) 事業実施期間が令和7～9年度の産地スマート計画

目標年度：令和11年度 評価報告：**令和12年度の7月末まで**に都道府県知事に報告



事業目的

農業者の高齢化・減少が進む中において、スマート農業技術の導入とその効果を高める栽培体系への転換を通じて労働生産性の向上を図ろうとする産地等への機械導入等への支援を通じて、産地の持続性の向上を図る。

支援対象者

- ① 地域型
産地スマート計画(※1)を策定した産地
ただし、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新計画の認定を受け、当該計画の実現のための取組である場合は、当該農業者
- ② 広域型
複数県をまたいでスマート農業を実践しようとする農業者

(※1) 産地スマート計画とは

- 都道府県が地域の「スマート農業ビジョン」を策定し、それに沿って、市町村、農業者団体、農業者グループ等が「産地スマート計画」を策定。
- 「産地スマート計画」には、品目ごとに、労働生産性を向上するために導入するスマート農業技術、当該技術を導入する目標面積、労働生産性向上目標、参加者等を明らかにする。本計画の実施にあたっては品目ごとの**下限面積**を設定。(中山間地域等においては、不利が生じないように下限面積を別途設定。)
- 地域型のうち**生産方式革新実施計画の認定農業者**については、農業者が自ら「スマート技術高度利用計画」を作成し、**都道府県に直接申請**が可能。
- 本計画の対象となるスマート農業技術については、品目ごとの技術課題(※2)の解決に資するものとする。
- 本計画を策定した産地において、機械等の補助を受けようとする農業者は、本計画に基づき、以下の要件を全て満たす「取組主体事業計画」を作成。
 - ① **スマート農業技術の導入(スマート農業機械、生産・経営管理システム等)**
 - ② **①の効果を十分に発揮させるために行う農産物の新たな生産の方式の導入(直播導入、手作業から機械化一貫体系への転換、樹形の仕立てや品種転換等)**(注) 支援を受ける農業機械、ソフト経費(改植・資機材等含む)は、①又は②の実践に直接関係するものに限る。

(※2) 品目ごとの技術課題とは

各品目において労働生産性の向上に向けて今後、技術体系の転換の加速化を図る必要がある以下の技術課題をいう。

【土地利用型作物】

- ・ 直播栽培や自動化農機の導入
- ・ 土地生産性(収量性)・品質の向上

【畑作物】

- ・ 直播栽培や大型自動化農機の導入
- ・ 機械化一貫体系の導入

【野菜・花き】

- ・ 機械化一貫体系の導入
- ・ 高温障害対策技術の導入
- ・ 高度環境制御装置の導入

【果樹・茶】

- ・ 自動化農機等の導入
- ・ 機械利用効率を高める省力樹形等の導入
等

補助率及び補助対象

【事業費】

機械：1/2以内（さとうきびは、6/10以内）

ソフト：定額 人材育成に要する研修費・免許取得費、ソフトウェア・データ通信・データ利用等に係る契約料、導入機械に係る保険料等、機械オペレータ育成や機械の効率的な利用に必要な経費

1/2以内 畦取り、改植等、機械の導入効果を高める栽培体系に転換するために必要な経費

【推進事務費】

都道府県、都道府県協議会、地域協議会が事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督、調査検討等を行うのに要する経費

上限補助額（取組主体当たり）

取組主体事業計画あたり

2.5億円

（事業費ベースで5億円）

※ソフト定額に関しては上限1,500万円

事業採択スキーム

- 「地域型」については、市町村等が「産地スマート計画」（「取組主体事業計画」を含む。）を都道府県に提出。都道府県は内容を確認の上、地方農政局に申請。

地方農政局で審査（ポイント付け（※3））した上で、予算の範囲内で採択。

（注）ただし、「地域型」のうち生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者は、「スマート技術高度利用計画」を直接都道府県に提出可能。

- 「広域型」は、農業者が「広域スマート計画」を直接地方農政局等に提出。地方農政局等で審査（ポイント付け（※3））した上で、予算の範囲内で採択。

（※3）ポイント付けの視点

『土地利用型作物』『野菜・花き』『果樹・茶』『畑作物』ごとに予算ミシン目を付け、各生産品目の中で以下の視点から付したポイントの高い順に予算額（各10億円）の範囲内で採択。2回目以降は残額に応じて実施。

（共通）10点満点

- ・ 目標とする労働生産性の向上効果の水準

（選択）10点満点

- ・ 品目ごとの技術課題への対応の水準

（加算）

- ・ スマ農法認定（7点）
- ・ 地域計画（5点）、輸出重点品目（5点）、実効性（技術的サポート）（5点）、高温対策（3点）から最大5点
- ・ 都道府県加算（北海道1点×3地区、都府県1点×2地区）

成果目標点（満点20点）で
10点未満は不採択



事業に関する問合せ先

お問い合わせの際は、

スマ転事業（スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業）とお伝えください。

? 事業全体について知りたい

農林水産省農産局技術普及課 スマートユニット ☎ 03-6744-2107

? 申請手続きについて知りたい／事業を活用したいので相談したい

事業を実施する都道府県を所管する地方農政局等にお問合せください。

北海道農政事務所

生産支援課

☎011-330-8807

東北農政局

生産振興課（申請事務）

☎022-263-1111
内線（4337）

環境・技術課（事業内容）

☎022-263-1111
内線（4099）

関東農政局

生産振興課（申請事務）

☎048-740-0026

環境・技術課（事例紹介等）

☎048-740-0458

北陸農政局

生産振興課（申請事務）

☎076-232-4302

環境・技術課（事業内容）

☎076-232-4893

東海農政局

環境・技術課

☎052-746-1313

近畿農政局

生産振興課

☎075-414-9021

中国四国農政局

環境・技術課

☎086-230-4249

九州農政局

環境・技術課

☎096-300-6272

沖縄総合事務局

生産振興課

☎098-866-1653